

(案)

枚方市立小・中学校の配置等の 適正化について

(将来における適正な配置等のあり方について)

(中間答申)

平成27年1月

枚方市学校規模等適正化審議会

写

平成 27 年 1 月 26 日

枚方市教育委員会
委員長 記虎 敏和 様

枚方市学校規模等適正化審議会
会 長 岡 澤 潤 次

枚方市立小・中学校の配置等の適正化について（中間答申）

本審議会は、貴教育委員会の諮問事項について、現在審議を進めているところですが、このたび、現時点における市立小・中学校の配置等の適正化に係る方向性をとりまとめましたので、中間答申いたします。

目 次

1. はじめに	1
2. 枚方市立小・中学校の現状	2
(1) 児童生徒数	2
(2) 学校数	2
3. 学校規模等における課題	2
4. 「将来における適正な配置等のあり方」の検討に関する今後の方向性について	3
(1) 適正な配置等の基本的な考え方	3
① 小規模校について	3
② 大規模校について	4
③ 過密校について	4
(2) 学校統合について	4
① 学校統合について検討の対象となる学校の要件	4
② 学校統合にあたっての留意事項	4
5. 今後の審議について	5

資料編

資料1. 諮問書（写）	8
資料2. 枚方市学校規模等適正化審議会委員名簿	11
資料3. 枚方市学校規模等適正化審議会審議経過	12
資料4. 児童・生徒数の推移	13
資料5. 平成26年1月 枚方市 人口推計調査報告書（抜粋）	14
資料6. 枚方市立小・中学校一覧	15
資料7. 幼児数等による今後の小規模校、大規模校、過密校の一覧表	17
資料8. 課題校についてのメリット・デメリットについて	18
資料9. 小規模校のメリット、デメリットについての学校聞き取り調査結果	19
資料10. 人口推計等による今後の小規模校、大規模校の一覧表（将来推計）	20

1. はじめに

枚方市教育委員会では、子どもたちの健やかな成長と学校教育の充実を図るため、平成23年11月の「枚方市学校規模等適正化審議会（第三次）」の答申（以下「第三次答申」という。）を踏まえ、「枚方市学校規模等適正化基本方針（改定版）」（以下「改定基本方針」という。）を策定し、小中連携等の教育課題や地域との連携を充実させる観点から、優先課題として、同じ小学校に通う児童が分かれることなく、1つの中学校に進学する通学区域（いわゆる「一小一中」）の接続関係への改善に取り組まれています。

その結果、「一小一中」の接続関係になっていない小学校は、平成27年4月時点において「蹉跎小学校」のみとなり、その改善については、関係する中学校の校舎の整備時期を見極め、受け入れが可能となった時期に実施するとされています。

このように、「一小一中」の接続関係への改善については、一定の方向性が確立されたといえます。

一方、学校規模に関する課題については、一部の学校において新規住宅建設により、児童生徒が増加している状況が見受けられますが、全市的には、少子化の進行により、児童生徒数が減少し、小規模校が増えています。また、今後も児童生徒数の大幅な減少が見込まれ、学校の更なる小規模化により教育環境への影響や学校運営への支障が懸念されます。

これらのことから、教育委員会は、これら学校規模に関する課題の解消を図るため、平成26年7月17日に、「将来における適正な配置等のあり方について」本審議会に諮問されました。

本審議会では、この間5回にわたり市立小学校及び中学校の現状をもとに課題の抽出や適正化の必要性について審議し、このたび現時点における学校の配置等の適正化に係る方向性をとりまとめましたので、中間答申としてお示しするものです。

（資料1 「諮問書（写）」参照 P8）

（資料2 「枚方市学校規模等適正化審議会委員名簿」参照 P11）

（資料3 「枚方市学校規模等適正化審議会審議経過」参照 P12）

2. 枚方市立小・中学校の現状

(1) 児童生徒数

枚方市の小・中学校の児童生徒数は、昭和 40 年頃から急増期に入り、小学校の児童数は、昭和 40 年度に 9,947 人であったものが、毎年増加し、昭和 57 年度に 45,573 人とピークを迎えました。その後、減少に転じ、平成 26 年度には、22,363 人とピーク時より半減しています。

中学校の生徒数は、昭和 45 年度に 5,997 人であったものが、毎年増加し、昭和 61 年度に 22,550 人とピークを迎えました。その後、減少に転じ、平成 26 年度には、11,194 人とピーク時より半減しています。

(資料 4 「児童・生徒数の推移」参照 P13)

また、平成 26 年 1 月に発表された「枚方市人口推計調査報告書」によると、枚方市の人口は、平成 55 年に約 32 万 7 千人と現在に比べ、約 8 万 2 千人減少すると予測されます。児童生徒数も少子化の影響を受けて、更に大幅な減少が予測されています。

(資料 5 「平成 26 年 1 月 枚方市人口推計調査報告書 (抜粋)」参照 P14)

(2) 学校数

枚方市の小・中学校は、明治初期に小学校 7 校が設立され、昭和 22 年度には中学校 1 校が設立されてスタートしています。その後、昭和 40 年代の児童生徒の急増期に入り市街地を中心に分離・開校がなされ、小学校は、昭和 59 年度に 47 校、中学校は、昭和 61 年度に 20 校となりました。

その後、平成 12・13 年度には、学校規模等の適正化を図るため、学校統合を実施し、現在、小学校 45 校、中学校 19 校となっています。

(資料 6 「枚方市立小・中学校一覧」参照 P15)

3. 学校規模等における課題

枚方市では、適正な学校規模を「第三次答申」を踏まえ、「改定基本方針」において、次のとおり定めています。

市立小・中学校の適正規模を 18 学級とする。また、学校の現状を考慮し、適正な学校規模の範囲を小学校は 12 学級以上 24 学級以下、中学校においては、9 学級以上 24 学級以下とする。

これにより、適正規模の範囲を下回る学校を小規模校、適正規模の範囲を上回る学校を大規模校、また、学校規模にかかわらず、保有教室がすべて通常学

級と支援学級で使用される、または教室が不足する学校を過密校（以下、これらを「課題校」という。）としています。

平成 26 年 5 月 1 日現在の「課題校」は、45 小学校のうち 6 校が小規模校、1 校が大規模校、19 中学校のうち 3 校が小規模校、2 校が大規模校となっています。

幼児数等による平成 32 年度までの推計によると、小学校の小規模校は増加する傾向にあり、中学校の小規模校はなくなる見込みとなっています。また、平成 28 年度から 31 年度において、1～3 校の小・中学校が一時過密校となるものの、平成 32 年度には解消する予測となっています。

一方、人口推計からの長期的な将来推計によると、児童生徒数の減少に伴い、小学校、中学校ともに全学年で 6 学級しかない小規模校が増加するものと見込まれます。

「課題校」のメリット・デメリットについては、第三次審議会でもまとめられたとおりとなっています。なお、今回、小規模校のメリット・デメリットについて、学校聞き取り調査も行われました。

（資料 7 「幼児数等による今後の小規模校、大規模校、過密校の一覧表」参照 P17）

（資料 8 「課題校についてのメリット・デメリットについて」参照 P18）

（資料 9 「小規模校のメリット、デメリットについての学校聞き取り調査結果」参照 P19）

（資料 10 「人口推計等による今後の小規模校、大規模校の一覧表（将来推計）」参照 P20）

4. 「将来における適正な配置等のあり方」の検討に関する今後の方向性について

（1）適正な配置等の基本的な考え方

将来における適正な配置等のあり方の検討にあたっては、次の方策を基本に考えます。

小規模校：学校統合を基本方策として課題解消を図る。 大規模校：通学区域の変更により課題解消を図る。 過密校：通学区域の変更や校舎の増築により課題解消を図る。
--

① 小規模校について

今後、児童生徒数が減少することにより、一層増加すると予測され、学習環境や学校運営に支障をきたすことのないよう、最優先課題と位置づけ、解消を図る必要があります。

このため、中長期的な視点に立ち、学校統合を中心に据え、課題解消を図るものとします。

なお、学校統合の検討にあたっては、子ども達の夢や元気につながるよう、新しい学校を築いていく観点で、教育現場や保護者・地域の方々の意見も踏まえながら、進めることとします。

② 大規模校について

全市的な少子化傾向により、将来的には適正規模の範囲に向かうものと予測されることから、それまでの間は、学校の実情に応じた適切な支援策を講じる必要があります。

③ 過密校について

将来の状況を踏まえる中で、通学区域の変更や校舎の増築等による解消策を検討する必要があります。

(2) 学校統合について

① 学校統合について検討の対象となる学校の要件

次の項目に該当する場合は、学校統合における検討の対象とします。

ア. 現在または平成 35 年度までの推計において小規模校となる小学校及び中学校で、平成 55 年度までの将来推計においても、児童生徒数の増加により適正規模になる見込みがないこと。

(小規模校:小学校については 11 学級以下、中学校については 8 学級以下)
(資料 10「人口推計等による今後の小規模校、大規模校の一覧表(将来推計)」参照 P20)

イ. 通学区域内において、大規模または複数の新規住宅建設が将来的にも予定されていない、或いは予定されている場合であっても、新規住宅建設に伴う児童生徒の転入により当該学校が適正規模になるほどの増加がないと予測されること。

② 学校統合にあたっての留意事項

ア. 学校統合の進め方について

a) 学校統合にあたっては、統合する 3 年前までを基本に「広報ひらかた」やホームページへの掲載、当該学校の保護者や地域コミュニティへの説明会等により公表し、オープンな形で進めること。

- b) 当該学校の児童生徒や保護者、当該学校に係る地域コミュニティなどへの十分な説明を行い、理解と協力を得ながら進めること。
 - c) 統合する学校間において、児童生徒や保護者・教職員の相互交流、合同行事の開催など、円滑な統合に向けた取り組みを進めること。
 - d) 学校統合にあたっては、保護者及び地域コミュニティ、学校、教育委員会等の代表者からなる「(仮称)統合協議会」を設置すること。「(仮称)統合協議会」は、教育委員会が本審議会の答申を受けて策定する学校規模等適正化基本方針を踏まえ、新しい学校を築く観点で、統合に関する諸課題について協議・検討を行う。
教育委員会は、「(仮称)統合協議会」での協議・検討事項を踏まえ、統合の方策を決定すること。
- イ. 教育環境の充実について
- a) 統合校については、近年の教育内容・教育方法の多様化や学校を取り巻く社会状況の変化、安全・防犯対策や地域との連携などへの適切な対応を考慮した施設・設備に整備すること。
 - b) 学校統合にあたっては、環境の変化による児童生徒の心のケアに配慮するとともに、教職員の人事配置など統合後の学校運営や学習環境の充実等について、支援を行うこと。
- ウ. 統合校の学校規模について
- 隣接する学校と統合した場合において、常態的に大規模校とならないこと。
- エ. 通学距離について
- 通学距離に配慮した通学区域を設定することが、可能であること。

5. 今後の審議について

今後は、この中間答申に示した基本的な事項を踏まえ、具体的な学校統合の方策等について、児童生徒数の推移や通学距離など、様々な観点から審議を進めることとします。

また、市民の方々から幅広く意見をいただくためにパブリックコメントを実施し、平成27年度中に答申としてとりまとめる予定です。

資料編

